

平成 27 年 10 月 21 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 渡邊 昌一郎

鎌倉市職員考査委員会委員に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

鎌倉市職員考査委員会委員の選任方法および経歴などについて

2 質問の要旨

先般の新聞紙上に 44 回遅刻をし、その記録を部下に命じて「改竄」させていた記事が掲載された。鎌倉市としてはこの極めて背任的行為を重く受け止めなくてはならない。鎌倉市職員労働組合幹部であり残業時間を減らそうなどと就業時間には極めて厳しいはずであるが、鎌倉市職員考査委員会委員は「戒告」という極めて軽度な処分とした。「改竄」という極めて悪質な行為に対してこの処分では市民から「お手盛り」と批判されても仕方がない。この判断を下した鎌倉市職員考査委員会委員の見識を伺いたい。

学識経験者ではなく民間の経営者を委員会に入れるべきと考える。

- 委員会のメンバーはどのようなきっかけで、また、誰からの紹介で委員となったのか。誰が選任したのか。
- 委員会のメンバーをどのような基準で選任をしたのか。
- 委員会のメンバーはどのような経歴があるのか。
- 報酬は支払っているのか。いくら支払っているのか。
- 委員会のメンバーは本人または家族が政治的関わりや、組合の関係者ではないか。

3 答弁を求める者

鎌倉市長

4 答弁の期限

④ (平成 27 年 10 月 30 日まで) ・ 無

(理由 :

)